皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十一月三日パナマ国の独立記念日につき、同月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十一月三日ドミニカ国の独立記念日につき、同月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九号の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び同局出雲河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十一月七日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一、河川の名称　一級河川斐伊川水系斐伊川

二、廃川敷地等が生じた年月日　平成二十三年十一月七日

三、廃川敷地等の位置　島根県出雲市塩冶有原町一丁目七十番一

四、廃川敷地等の種類及び数量

河川管理施設　一棟

土地　三四六・〇七平方メートル

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月７日

北海道労働局長　髙原　和子

第４号中「１時間763円」を「１時間772円」に改める。

北海道労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月７日

北海道労働局長　髙原　和子

第４号中「１時間758円」を「１時間767円」に改める。

福岡労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月７日

福岡労働局長　久保村日出男

第４号中「１時間755円」を「１時間758円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月10日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月７日

福岡労働局長　久保村日出男

第４号中「１時間805円」を「１時間809円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月10日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月７日

福岡労働局長　久保村日出男

第４号中「１時間797円」を「１時間800円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月10日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月７日

福岡労働局長　久保村日出男

第４号中「１時間824円」を「１時間828円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月10日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月７日

福岡労働局長　久保村日出男

第４号中「１時間782円」を「１時間786円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月10日から効力を生ずる。

船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示

国土交通省最低賃金公示第２号

交通政策審議会から漁業（遠洋まぐろ）最低賃金（平成14年国土交通省最低賃金公示第２号）及び漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第３号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、国土交通大臣あて異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に提出されたい。

平成 23 年 11 月７日

国土交通大臣　前田　武志

交通政策審議会の意見（要旨）

１．漁業（遠洋まぐろ）最低賃金については、最低賃金額「192,200円」を「192,500円」に改定することが適当である。

２．漁業（大型いか釣り）最低賃金については、最低賃金額「196,600円」を「196,700円」に改定することが適当である。

公　告

諸事項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成23年10月26日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 23 年 11 月７日

高知地方法務局長　檜垣　明美

記

氏名　土方　　昭

所属する司法書士会　高知県司法書士会

登録番号　高知第242号

事務所の所在地　高知県南国市東崎947番地１

違反行為　会則違反等